

養父市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月改定



養 父 市

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
第2章 養父市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	16
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	21
第3節 対応期	24
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第3章 まん延防止	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	31
第3節 対応期	32
第4章 ワクチン	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	40
第3節 対応期	42

第5章 保健	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47
第6章 物資	48
第1節 準備期	48
第2節 初動期	48
第3節 対応期	49
第7章 市民生活及び社会経済の安定の確保	50
第1節 準備期	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	52
用語集	55

はじめに

【市行動計画策定の経緯】

平成 24 年 5 月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

さらに、平成 25 年 6 月には、特措法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定されたことを踏まえ、兵庫県においても、平成 25 年 10 月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

本市では、平成 21 年 5 月に養父市新型インフルエンザ行動計画を策定し、感染への対応を図った。新型インフルエンザやそれと同様に社会的影響が大きい新感染症が発生した場合に、感染拡大防止など必要な対策を適切に実施できるよう、政府行動計画及び県行動計画の策定を踏まえ、平成 27 年 3 月に「養父市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

【改定の背景】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和 2 年 1 月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波が発生し、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげた取組が進められ、同感染症が感染症法上の 5 類感染症に位置付けられるまで 3 年以上にわたり、特措法に基づいた対応がとられた。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和 6 年 7 月に政府行動計画が、令和 7 年 3 月に県行動計画が抜本的に改定された。

この政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定する。

【今後の取組】

感染症危機は新型コロナで終息するものではなく、今後も新たな感染症危機が到来することが予想される。本行動計画に基づき、着実な取り組みを進めるとともに、必要に応じて計画の見直しを不断に行うことで、将来の感染症危機に対応できる体制を維持・強化していく。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、さらには未知のウイルス等の宿主となる動物との接触機会の拡大が進み、未知の感染症との接点が増大している。また、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大したことで、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群 (SARS) やジカウイルス感染症等の感染拡大が生じ、さらには令和 2 年以降新型コロナが世界的な大流行 (パンデミック) を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面し、感染症危機が広がりやすい状況にあることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

さらに、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進は、人獣共通感染症への対応において、極めて重要な観点となる。

このほか、将来の感染症危機をもたらす要因は未知の病原体にとどまらない。既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる、又は効かなくなる薬剤耐性 (AMR) を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大のリスクを軽減していく観点も重要である。

[政府行動計画第 1 部第 1 章第 1 節を一部改編]

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がこの新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現した場合、パンデミックを引き起こすことが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理としてはもちろんのこと、本市としても迅速かつ的確に対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民・市民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的に制定された。本法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがある。また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれもあるため、以下のものが具体的に定められている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

[政府行動計画第1部第1章第2節を一部改編]

第2章 養父市新型コロナウイルス等対策行動計画の策定及び改定

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、令和5年5月に同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年以上にわたり、特措法に基づいた対応が行われた。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となることが改めて明らかになった。そして、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることも明確になった。さらに、感染症危機は新型コロナで終わりではなく、次なる感染症危機は将来到来することも予想されている。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。

政府行動計画では、新型コロナへの対応の経験及びその課題を踏まえ、以下の3つを目標としている。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

これらの目標達成のため、政府行動計画は様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実するとともに、対策項目を拡充した。

また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。

県においても、平成25年10月に特措法第7条に基づき、県行動計画を策定されているが、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、政府行動計画や県における新型コロナ対応の検証を踏まえ、令和7年3月に、県行動計画が改定された。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、本市も市行動計画を改定する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。加えて、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、並びに市民生活及び市民の社会経済活動にも大きな影響を与えるおそれがある。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制の許容範囲を超えてしまう。この点を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制の許容範囲を超えないようにすることにより、治療が必要な患者に適切な医療を提供する。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- ・市内各地域や県、近隣地域と連携した感染対策等により欠勤者等の数を減らす。
- ・本市の事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

[県行動計画第2部第1章を一部改編]

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、過去のパンデミックの経験等を踏まえ、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

同計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制や受診行動の特徴等の特性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

また、令和7年3月に改定された県行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じた戦略が示された。これら政府及び県の行動計画を踏まえ、市行動計画においても同様に、表1のとおり一連の流れをもった戦略を確立するものとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を勘案し、市が実施すべき対策を決定する。その際には、人権への配慮（特に性差（ジェンダー）による不利益が生じないような配慮や、こども・高齢者等の社会的に支援が必要な方々への配慮）、対策の有効性や実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に考慮する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策としては、次に掲げる基本的な考え方に基づき実施する。

- 1 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行う。
- 2 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討する。
- 3 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行う。
- 4 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市による対策だけでは限界があることから、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うよう促す。
- 5 日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策を基本とし、特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策を徹底する。

表1 時期に応じた戦略（対応期は、政府の基本的対処方針に基づいて対応

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国・県との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、市民等に対する啓発や市及び事業者による業務継続計画（BCP）等の策定・見直し、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提に立ち、本市として直ちに初動対応の体制に切り替える。 海外で発生している段階においては、我が国が島国である特性をいかした国による検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードが一定程度抑制されることが期待される。 本市としては、この確保された時間を最大限に活用し、市内における万全の対応体制を迅速に構築するものとする。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等の措置に対し、本市として緊密に連携して協力を行う。同時に病原性に応じて、本市としても不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと本市の方針を切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、本市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民の社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、県が国及び市町と協議の上で講じる柔軟な対策とも歩調を合わせ、本市としても現場の医療機関等が迅速かつ円滑に活動できるよう、必要な配慮や工夫を講じていくものとする。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

[県行動計画第2部第2章を一部改編]

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

＜有事のシナリオの考え方＞

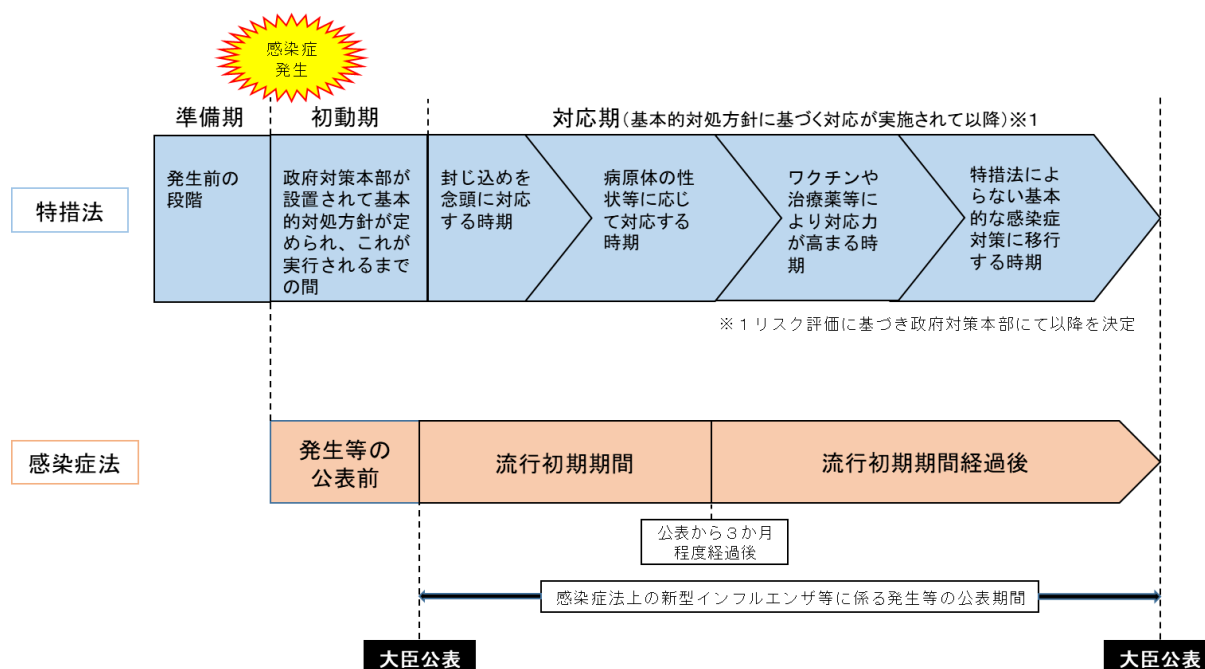
過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、本市としても感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 国及び県から提供される科学的知見を踏まえ、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域社会・経済の状況等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（図表1・図表2）

図表1 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



図表 2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期（A）		市は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、国及び県から提供される科学的知見や情報を踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期 （B）	市は、政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、国及び県の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。
	病原体の性状等 に応じて対応する時 期 （C 1）	市は、感染の封じ込めが困難な場合は、国及び県により集積された科学的知見やリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、地域の実情に応じた感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期 （C 2）	市は、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、国及び県の示す科学的知見や方針に基づき、地域の実情に応じた対策に柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない 基本的な感染症対 策に移行する時期 （D）	市は、最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国及び県の判断に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する段階に合わせ、市民生活や地域医療体制に即した施策を実施する。

[県行動計画第2部第3章を一部改編]

第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき国・県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発への協力、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発への協力、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ）DXの推進や人材育成等

DXは、市の業務負担の軽減や関係者の連携強化、医療情報の有効活用等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、DXを推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視

野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から国や県と連携したデータの収集の仕組みを活用し、適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について国の考え方を踏まえ可能な範囲で具体的に事前に定める。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等

重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。こうした偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないように配慮するとともに外国人市民、こどもや高齢者など、より影響を受けがちな社会的に支援が必要な方々への配慮に留意する。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び養父市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（６）高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

（７）感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国も含めて互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、市対策本部事務局等の人員体制の拡充や、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

（８）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

[県行動計画第２部第４章を一部改編]

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を推進する。また、国民、事業者等からの理解や協力を得て対策を推進するため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体

制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される兵庫県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。

（６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小するこ

とが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（７）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、普段からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

（８）市における体制分担

【市の体制】

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合には、その段階に応じて対策本部等を設置し、国・県等関係機関や事業所と連携して、必要な対策を実施する。

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が定める基本的対処方針や県が定める対処方針に基づき、市としての対処方針を決定するものとする。

また、必要に応じて市対策本部等の会議に医師会・外部機関等の出席を求め、意見を聴取し、適切に対応を図るものとする。

[県行動計画第２部第５章を一部改編]

第6章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、県や関係機関等との適切な役割分担のもとで、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

[県行動計画第2部第6章を一部改編]

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・県等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、市は、あらかじめ、県や医師会等の関係機関との役割分担を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて見直す。市は、市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

(危機管理室、健康福祉部)

1-2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-3 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて変更する。

(経営企画部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

- ③ 市は新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応の構築のため、研修や訓練等の実施するとともに、部局間の連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

- ④ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項を定める。

(危機管理室、健康福祉部)

1-4 国及び県等との連携の強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国及び県が実施する平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(危機管理室、健康福祉部)

- ② 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する

(危機管理室、健康福祉部)

- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

(危機管理室、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市連絡会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国から情報提供を受けた場合は、状況に応じて、市連絡会議を設置する。

(危機管理室、健康福祉部)

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生が確認され、国・県において対策本部が設置された場合は、必要に応じて市対策本部を設置する。

(危機管理室、健康福祉部)

- ② 市は、必要に応じて県等と連携し、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(経営企画部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(経営企画部)

図表 3 市対策本部等の設置基準と組織構成

【養父市新型インフルエンザ等対策本部】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、危機管理監
本部員	担当部局長等
設置基準	国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第 32 条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ法第 34 条に基づき設置されるとき、または、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき。
主な業務	・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・ 保健、医療対策 ・ 初期対応、まん延防止対策 ・ 社会機能維持対策 など
事務局	防災安全課

【養父市新型インフルエンザ等警戒本部】

本部長	副市長
副本部長	教育長、危機管理監
本部員	担当部局長等
設置基準	海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内での発生が予想される場合で副市長が必要と認めたとき。
主な業務内容	・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・ 情報収集、共有 ・ 各種対応の検討 ・ 各種対策の実施準備 など
事務局	防災安全課

【養父市新型インフルエンザ等対策連絡会議】

会 長	危機管理監
副会長	健康福祉部長
構成員	関係部局課長等

設置基準	海外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生した場合、又は対策本部が解散し、防疫、啓発等のため、健康危機管理上体制を整備すべき必要性が生じた場合において、危機管理監と健康福祉部長が協議し、市長が必要と認めたとき。
主な業務内容	・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・ 情報収集、共有 ・ 各種対応の検討 など
事務局	防災安全課

【各部局の主な分掌事務】

部局名	主な役割
危機管理室	・ 市対策本部の設置・運営に関すること ・ 市警戒本部及び市連絡会議の設置・運営に関すること ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ・ 国、県、他市町及び関係機関等との連絡調整、情報収集・情報共有に関すること ・ 市民や事業所等への情報提供(市広報紙、ホームページ、SNS等)に関すること ・ 報道機関対応に関すること(連絡調整、情報提供及び記者発表に関すること) ・ 国や県への要請に関すること ・ 食品等生活必需物資の提供に関すること
経営企画部	・ 職員の動員及び人員配置に関すること ・ 職員の健康管理に関すること ・ 庁舎内の衛生管理に関すること ・ 予算の措置、確保に関すること ・ I C Tの活用に関すること ・ 市税の各種減免措置及び納付期限延長等に関すること
健康福祉部	・ 市行動計画の策定に関すること ・ 養父市医師会、南但歯科医師会、但馬薬剤師会、医療機関との連携・連絡調整に関すること ・ 医療体制の整備に関すること ・ 予防接種(特定接種、住民接種)の実施に関すること ・ 医薬物資の確保に関すること ・ 感染症の予防に関すること ・ 市民からの健康相談に関すること ・ マスク・消毒液等の感染予防物品の備蓄に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策の記録に関すること ・ 医療保険に関すること ・ 社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大に関すること ・ 社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関すること ・ 社会福祉協議会等との連携に関すること ・ 要援護者、自宅療養者の支援に関すること ・ 市民相談ホットラインに関すること

市民生活部	・自治会等地域団体との連携に関する事 ・埋火葬、遺体の安置所等に関する事 ・外国人市民への支援に関する事 ・偏見、差別防止の啓発に関する事
まち整備部	・ライフラインの確保に関する事 ・上水道の供給体制の確保に関する事 ・下水道の処理体制の確保に関する事 ・道路交通の維持・確保に関する事 ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関する事
産業環境部	・廃棄物収集及び処理に関する事 ・事業者、商工会、観光協会等との連絡調整に関する事 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関する事 ・事業者等への経営相談及び融資等に関する事 ・風評被害に関する事
教育部	・児童・生徒及び教職員等健康管理に関する事 ・児童・生徒等の欠席状況の把握及び関係機関への連絡に関する事 ・学校の臨時休校並びに部活動及び行事等の活動に関する事 ・給食の衛生管理に関する事。 ・教育施設・教育関係施設における感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・教育及び学びの継続に関する事
こども・夢 ・えがお部	・園児の健康管理に関する事 ・園児の欠席状況の把握及び関係機関への連絡に関する事 ・こども園等の臨時休園及び行事等の活動に関する事 ・こども園及び子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関する事 ・子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関する事
議 会 事 務 局 ・ 監 査 委 員 事 務 局	・議員及び監査委員への報告、連絡等に関する事

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする事が重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対

応することを目指す。

（２）所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

（危機管理室、健康福祉部）

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

（危機管理室、健康福祉部）

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

（経営企画部）

3-2 緊急事態宣言の手続き

市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、国や県の総合調整に基づき、市内の各種措置を総合的に調整・推進する。

（危機管理室、健康福祉部）

3-3 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

（危機管理室、健康福祉部）

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、県と連携して平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染対策等に関する啓発

市は、平時から国及び県から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の保健衛生部局や福祉部局、教育部等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

なお、これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、教育部、こども・夢・えがお部、関係部局)

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について県と連携して啓発する。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有方法やリスクコミュニケーションの在り方等についてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

また、あわせて高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が必要な情報を入手できるよう適切な配慮についても検討する。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。

また、市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(危機管理室、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページや県のコールセンター等の市民への周知を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

(危機管理室、健康福祉部)

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的

責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(2) 所要の対応

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の運営を継続する。

また、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページやCATV、県のコールセンター等の市民への周知を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

(危機管理室、健康福祉部)

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(市民生活部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

(危機管理室、健康福祉部)

- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(危機管理室、健康福祉部、産業環境部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（２）所要の対応

2-1 市内でのまん延防止対策への協力

市は、市内における患者の発生に備え、県が国と連携し実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）に対し、緊密に連携し、必要な協力を行う。

（健康福祉部）

2-2 まん延防止対策の準備

市は国からの要請を受けて、業務継続計画（ＢＣＰ）又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

（危機管理室、健康福祉部、関係部局）

第３節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康や命を守る。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

（２）所要の対応

3-1 まん延防止対策の内容

市は、国や県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異状況、感染状況及び市民の免疫の獲得状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずる際には、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、市民や事業者の理解促進を図るため適切な情報発信を行う。

（産業環境部、健康福祉部、関係部局）

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

市は、県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置に対し、協力する。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、県（保健所）が実施する積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定に対し、本市としても必要な支援や情報共有を行い、地域における感染拡大防止対策の円滑な実施に協力する。

（健康福祉部）

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

市は、県知事から示される方針や地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の方が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請について、市民へ速やかに周知し、呼び掛ける。

また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間を変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型コロナウイルス等緊急事態において生活の維持等に必要な場合を除き居宅等からみだりに外出しないこと等の要請を行う。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、県の方針に基づき、必要に応じその徹底を要請する。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

3-1-2-3 退避・渡航中止の勧告等

市は、国の発出した感染症危険情報を受けて、関係機関と協力し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行い、国が退避勧告や渡航中止勧告を行ったときは、情報の周知を行う。

(危機管理室、健康福祉部)

3-1-3 社会教育施設及び指定管理施設等に対する要請

3-1-3-1 使用時間の変更や休業要請等

市は、県の対処方針や緊急事態措置等を踏まえ、市が管理する社会教育施設及び指定管理施設等、多数の方が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の措置を講ずる。

(危機管理室、関係部局)

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、医療資源には限界があること、新型コロナウイルス等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療ひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を守るため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国や県への要請の検討を含め、上記 3-1 に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講じる。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

市は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命や健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止措置を講ずる。

(危機管理室、健康福祉部)

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が高くない場合

市は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討する。

(危機管理室、健康福祉部)

3-2-2-3 病原性が低く、感染性が高い場合

市は、り患した場合のリスクは比較的低く、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、医療機関の役割分担を適切に見直されるよう、県と連携して対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療提供体制のひっ迫のおそれが生じた場合等についてはさらに感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

(危機管理室、健康福祉部)

3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。

こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を実施する。また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、県の対処方針等も踏まえ、学校等における感染学校施設等の使用制限等を講ずることにより学校等

における感染拡大防止策のさらなる徹底や、施設の使用制限に準じた臨時休業等の措置について検討する。

(危機管理室、健康福祉部、教育部、こども・夢・えがお部、関係部局)

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や地域経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

(危機管理室、健康福祉部)

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(危機管理室、健康福祉部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の図表4を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(健康福祉部)

図表4 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ アルコール消毒剤 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ 防護具 ☐ フェイスシールド
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(健康福祉部)

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう医師会等の関係者と連携を深めておく。

(健康福祉部)

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員への特定接種については、市を実施主体とする。市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかにかつ円滑に特定接種が実施できるよう、準備期の段階から接種体制を構築する。
- ② 市は、特定接種の対象となり得る市職員等について対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(健康福祉部)

1-3-3 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行うよう努める。

- i 接種対象者数
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、公民館等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保

- vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(図表 5)

また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制を検討する。

(健康福祉部)

図表 5 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7 %	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6 歳～18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制について調整する。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については市が直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも検討する。

(健康福祉部)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(健康福祉部)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(健康福祉部)

1-4 情報提供・共有

1-4-1 市民への対応

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、基本的な情報についてホームページ等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(健康福祉部)

1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

(健康福祉部)

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

健康福祉部は、予防接種施策の推進に当たり、他部局と連携し、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、教育部等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

(健康福祉部、教育部、関係部局)

1-5 DXの推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が

示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。

③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

(2) 所要の対応

2-1 接種体制等の基本方針

2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(健康福祉部)

2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(健康福祉部)

2-2 特定接種及び住民接種の実施

2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(健康福祉部)

2-2-2 住民接種

① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討すると

もに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、健康福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、推進体制の構築に向けて経営企画部と協議する。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行うとともに、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行い予防接種の円滑な推進を図る。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 市は、接種が円滑に行われるよう実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数で接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、公民館等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑤ 市は、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑥ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、県へ医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なる場合、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等や接種後の状態観察を担当する者を配置する。

また、検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。

- ⑧ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品（血

圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）が必要であることから、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防本部の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防本部と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

なお、アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議し、取り引きのある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。必要物品としては、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

- ⑨ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。

その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についても検討する。

- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

（健康福祉部、関係部局）

第 3 節 対応期

（1）目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

（２）所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

（健康福祉部）

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

（健康福祉部）

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場にお

いて掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康福祉部)

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。

(健康福祉部)

3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター、公民館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康福祉部)

3-2-2-4 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(健康福祉部)

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(健康福祉部)

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(健康福祉部)

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(健康福祉部)

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施できるよう広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
また、ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機時には、保健所が地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う中核となる存在である。

市は、国や県から求められる業務に必要な体制を確保してその役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

1-1 業務継続計画（BCP）を含む体制の整備

市は、業務継続計画（BCP）を策定する。なお、有事において円滑にBCPに基づく業務体制に移行できるよう、感染症危機時におけるICTや外部委託の活用等による業務の効率化を検討する。

（危機管理室、健康福祉部、関係部局）

1-2 研修・訓練等を通じた人材育成

1-2-1 研修・訓練等の実施

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、人材育成に努める。
- ② 市は、国や県と連携し新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

（危機管理室、健康福祉部、関係部局）

1-2-2 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や消防本部、関係団体等と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化する。

（健康福祉部、関係部局）

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。市が定める行動計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

（２）所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

市は、保健所と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

（危機管理室、健康福祉部、関係部局）

第３節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等との役割分担・連携体制に基づき市が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、県、医療機関、消防本部等の関係機関と連携して、以下に記載する感染症対応業務に当たる。

3-1-1 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を設置し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

（健康福祉部）

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③ 市は、自宅療養の実施に当たっては、食事の提供等の実施体制や医療提供体制に対して協力する。

（健康福祉部）

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画又は業務継続計画（BCP）に基づき、各所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、感染者に接触する可能性のある搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（危機管理室、健康福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

市は、国内での感染拡大に備え、市が保有する物資の在庫を緊急点検するとともに、国・県や民間事業者からの調達ルートを確認し、急激な需要増に対応できる供給体制を確保することを目的とする。

(2) 所要の対応

2-1 感染症対策物資等の備蓄物資の確認

市は、感染症対策物資等の備蓄状況等を把握する。

（健康福祉部）

2-2 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

市は、医療機関において感染対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県や感染症対策物資等の製造販売事業者、及び販売事業者と連携しながら必要量を確保するよう努める。

（健康福祉部）

第3節 対応期

(1) 目的

市は、感染症対策物資等の不足によって医療・検査等の実施に支障が生じ、市民の生命及び健康が脅かされる事態を防ぐことが重要である。市は、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

(2) 所要の対応

3-1 感染症対策物資等の備蓄物資の確認

市は、感染症対策物資等の備蓄状況等を把握する。

(健康福祉部)

3-2 継続的な需要把握と計画的な調達

市は、市内医療機関等の現場からの需要を継続的に把握し、在庫状況と今後の消費量を予測しながら、国・県への要請や民間事業者からの調達を計画的に実施する。

(健康福祉部)

3-3 効率的な輸送・配分の確保

市は、需要に応じて効率的に輸送・配分する体制を確保する。

(健康福祉部)

第7章 市民生活及び社会経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(経営企画部、危機管理室、関係部局)

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(危機管理室、健康福祉部、関係部局)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、

県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

(市民生活部、健康福祉部、関係部局)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関と調整を行うものとする。

(市民生活部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 市は、県や市商工会と連携し、事業者向けの支援制度の案内と提案を行う相談窓口を設置する。
- ③ 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

(産業環境部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は県と連携して、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(市民生活部、産業環境部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が

起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう必要に応じて準備を行う。

(市民生活部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(健康福祉部、教育部、こども・夢・えがお部、関係部局)

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(市民生活部、健康福祉部、関係部局)

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、国や県知事から学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(教育部、関係部局)

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等

の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置法、国民生活安定緊急措置法その他の法令に基づき、国又は県が講じる措置に基づき、これに協力するとともに、事業者への指導や住民への周知など、市として必要な措置を講ずる。

(市民生活部、産業環境部、危機管理室、健康福祉部、関係部局)

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の事業者もしくは指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保する。あわせて市は、全庁的に遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬、又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(市民生活部、関係部局)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(産業環境部、関係部局)

3-2-2 市民生活及び社会経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(まち整備部、関係部局)

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※県が作成する当該計画は、「県医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」をさす。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、政府が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	新型インフルエンザ等が国内で発生しその全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、特措法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。

略称・用語	内 容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。 国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
市民等	市内に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町民等。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。

略称・用語	内 容
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、都道府県及び市町村が設置する体制。対処方針や対策を決定する。 ・特措法に基づき、政府や都道府県、市町村が設置するもの。 - 政府対策本部（特措法第 15 条第 1 項） - 都道府県対策本部（特措法第 22 条第 1 項） - 市町村対策本部（特措法第 34 条第 1 項） ※上記のほか、条例や要綱等により、都道府県や市町村が独自に設置する場合がある。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は次のとおり ①登録事業者のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等

略称・用語	内 容
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画 ※県が作成する計画は「県予防計画」という。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスのこと。

養父市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成27年 3 月

改定 令和 2 年 2 月

改定 令和 8 年 7 月

編集・発行

事 務 局 養父市健康福祉部健康医療課

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地

TEL 079-662-3167

FAX 079-662-2601